特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	県税の賦課徴収等に関する事務　全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本県は、県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	・本事務において用いる県税クラウドサービスの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、利用可能端末を制限するとともに、システム操作者に守秘義務を課し、利用専用カード、ID及びパスワードにより操作者の制限を行い、さらに、追跡調査のため端末の使用記録を保存する等の対策を講じる。 ・本県職員及び委託事業者以外からの当該システムへのアクセスを遮断し、責任者の許可がある場合を除き外部（データセンターを除く）への情報資産の送付及び持出し並びに外部（データセンターを除く）における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。 ・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において個人情報取扱特記事項により個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを定めている。

評価実施機関名

熊本県知事

個人情報保護委員会　承認日　【行政機関等のみ】

公表日

令和8年10月30日

［令和6年10月　様式4］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
（別添1）事務の内容
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ　その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
Ⅵ　評価実施手続
（別添3）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課徴収等に関する事務
②事務の内容　※	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査含む。） に関する事務であって主務省令で定めるもの ・申告、届出、調査等による課税事務 ・課税及び収入情報による収納、還付、充当等を行う収納事務 ・滞納者情報による督促状送付や滞納整理を行う滞納管理事務 ・納税者の宛名情報の特定や突合を行う宛名管理事務 ※納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。
③対象人数	[　　30万人以上　　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　　4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	県税クラウドサービス
②システムの機能	県税賦課徴収事務の基幹となるシステムであり、県税に係る全税目の課税管理から収納管理、滞納管理に至るまでの一連の機能を有している。 主な機能としては以下のとおり。 1. 共通宛名管理機能 全税目に係る宛名情報（個人番号を含む）を一元的に管理する機能 2. 課税管理機能 申告書等による情報から県税の課税状況を管理する機能 3. 収納管理機能 県税の納税証明書の発行、収納、還付、充当等の収納状況を管理する機能 また、県税が未納となっている滞納者に対して督促状を発付する機能 4. 滞納管理機能 督促状発付後の滞納者に対する滞納整理等の状況を管理する機能 ※本県事務における「クラウドサービス」とは、データセンタ、基盤、アプリケーションを共同利用するものである。なお、外部からは県税クラウドサービスにアクセスは出来ない。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　] 税務システム [○] その他　（ 国税連携システム（eLTAX）　）

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバシステム
②システムの機能	1．統合利用番号の付番と管理 　各業務システムで保有している業務利用番号を団体内で統一し個人を識別するために、統合利用番号を付番し、各業務システムの業務利用番号と統合利用番号、基本4情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。また、統合利用番号登録依頼を中間サーバーシステムに通知し、登録確認を行う。 2．情報提供機能 　中間サーバーシステムへ特定個人情報を登録するために、業務システムの業務情報を変換し、中間サーバーシステムへ提供情報を連携する。 3．情報照会機能 　他団体の特定個人情報の照会について、業務利用番号と統合利用番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーシステムへ照会情報を連携する。また、その照会状況を確認し、照会結果を取得する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバーシステム　　）
システム3	
①システムの名称	中間サーバーシステム
②システムの機能	1．符号管理機能 　情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合利用番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2．情報照会管理機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3．情報提供機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4．既存システム接続機能 　中間サーバーと既存システム、団体内統合利用番号連携サーバシステム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5．情報提供等記録管理機能 　特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6．情報提供データベース管理機能 　特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7．データ送受信機能 　中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8．セキュリティ管理機能 　特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシ ステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。 9．職員認証・権限管理機能 　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10．システム管理機能 　バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。

③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　　）
システム4	
①システムの名称	地方税ポータルシステム（eLTAX）
②システムの機能	・国および地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構（旧 地方税電子化協議会）が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始された。 ・納税者からの電子申告その他電子的な手続きを受け付ける「電子申告等システム」、国税庁（税務署）に申告された所得税申告書等のデータを地方団体に連携する「国税連携システム」、QRコードやクレジットカード等による電子的な納付を実現する「共通納税システム」、地方団体間での申告書等のデータ連携や照会回答等を行う「地方税外部連携システム」、納税通知書等の電子的な配信を可能にする「eLTAX通知等電子配信システム」のサブシステムから構成される。 ・電子申告及び共通納税において納税者が直接システムにアクセスする経路を除き、データの送受信はすべて総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて行われる。このうち、国税連携システム、地方税外部連携システム及びeLTAX通知等電子配信システムにおいて特定個人情報を取り扱う機能が存在し、本県事務に係る主な機能としては以下のとおりである。 1．所得税申告書等データの受領（国税連携システム） 国税庁が運用する国税情報システムから、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて、所得税申告書等データを受領する機能。 2．所得税申告書等データの回送（国税連携システム） 住所地が本県であるため本県に連携された所得税申告書等データのうち、個人事業の事業所所在地は本県外にあるため、他の都道府県が個人事業税の課税権を持つものについて、当該都道府県に回送する機能。 3．不動産評価情報等の回送（地方税外部連携システム） 納税義務者が本県内市町村に存在する不動産を取得した場合、当該市町村から本県に対して不動産評価情報等を回送することで、不動産取得税の評価基準とするための機能。 4．自動車税納税通知書の電子的配送（eLTAX通知等電子配信システム） 納税通知書等の電子通知希望申請のあった納税義務者に対して、電子的な配信を行う機能。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 国税情報システム　　）

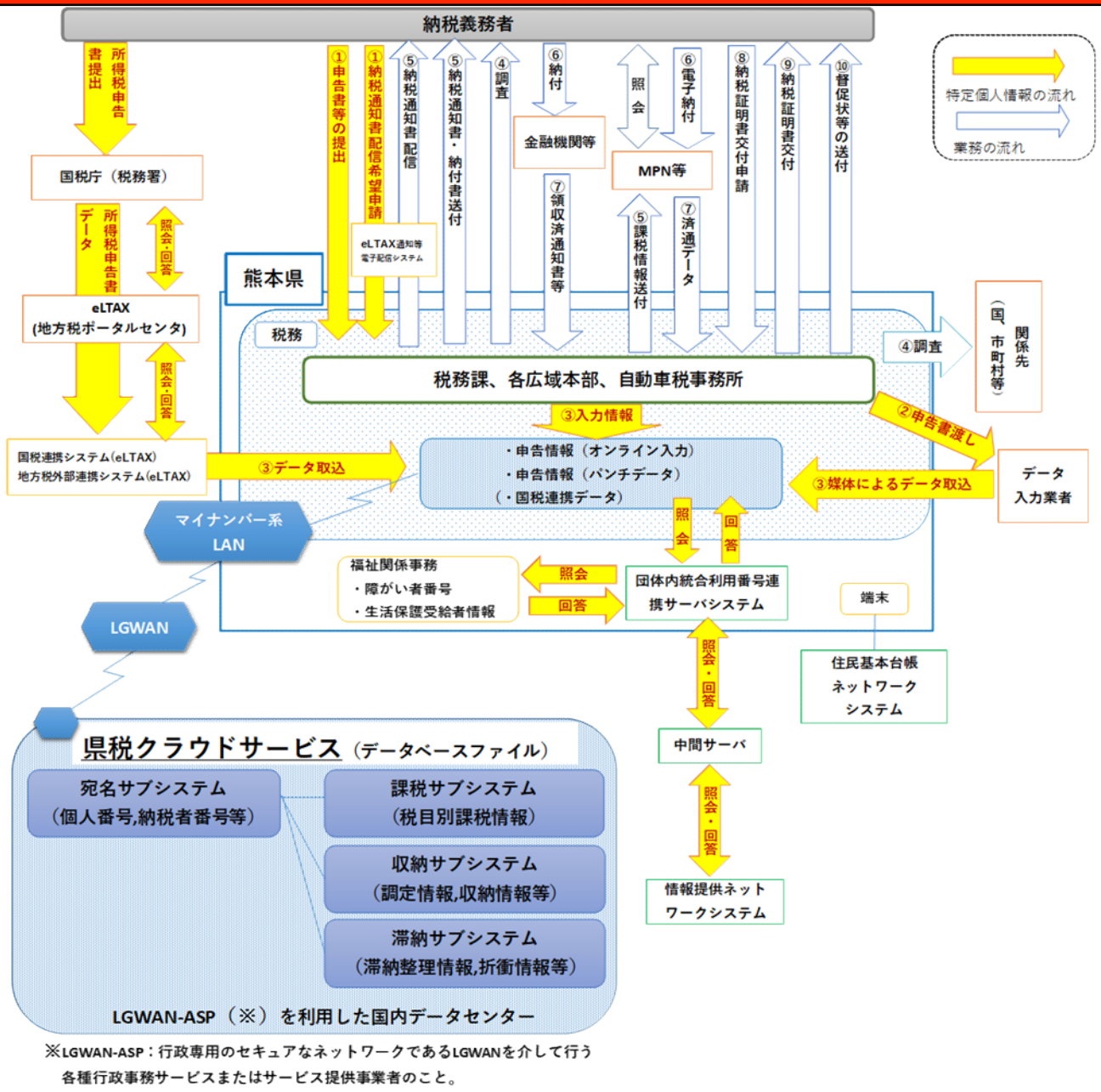
システム5	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム （住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載）
②システムの機能	1．本人確認情報の更新 　都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS（コミュニケーションサーバ）を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2．自都道府県の他の執行機関への情報提供 　自都道府県の他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 3．本人確認情報の開示 　法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報 を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4．地方公共団体情報システム機構への情報照会 　全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5．本人確認情報検索 　代表端末又は業務端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6．本人確認情報整合 　都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領 し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3．特定個人情報ファイル名
【県税クラウドサービス】県税クラウドサービスデータベースファイル

4．特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	番号制度に関する税制上の措置として、納税義務者から提出される申告書や国税連携システム及び市町村等から提出される税関係書類等の記載事項に個人番号が追加されるため、記載された個人番号を県税クラウドサービスで取扱うことで納税義務者個人の特定並びに名寄せの正確性が向上する。
②実現が期待されるメリット	個人番号を利用することで個人の特定、名寄せの正確性が向上し、事務の効率化が図られ、行政サービスの質の向上（窓口の待ち時間短縮等）が期待できる。

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　別表の24及び133の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	熊本県総務部　市町村・税務局　税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	

（別添1）事務の内容



※LGWAN-ASP：行政専用のセキュアなネットワークであるLGWANを介して行う各種行政事務サービスまたはサービス提供事業者のこと。

（備考）

■一般的な事務の流れ
①納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。また、納税義務者から納税通知書の電子的配信希望申請があった場合、県税クラウドサービスに連携する。希望申請は、個人特定のために個人番号を含む。
②データ入力業務を委託している申告書等は、取りまとめて委託業者に渡す。
③データ入力業務を委託していない申告書等は、県税クラウドサービスへあて名情報等必要事項を入力する。
④申告書等の内容を調査する。
⑤納税義務者に納税通知書、納付書を送付する。また、電子配信希望申請のあった納税義務者に対しては、納税通知書の電子データをeLTAX通知等電子配信システムを用いて配信する。
⑥納税義務者が金融機関等で納付する。
⑦金融機関からの領収済通知書等により、納税義務者からの納付を確認する。
⑧⑨納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。
⑩収納状況を確認し、納付されていなければ督促状等を送付する。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
【県税クラウドサービス】県税クラウドサービスデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者
その必要性	県税の公平・公正な賦課徴収のため、上記対象者の特定個人情報を取り扱う。
④記録される項目	[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [　] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
その妥当性	・個人番号及びその他識別情報：対象者を正確に特定するため。 ・4情報及び連絡先：通知書等の送付や、本人への連絡のため。 ・国税関係情報：課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため。 ・地方税関係情報：課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うため。 ・障害者福祉関係情報：税の障害者軽減の確認のため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和5年1月1日
⑥事務担当部署	熊本県総務部　市町村・税務局　税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署　（ 健康福祉部 ） [○] 行政機関・独立行政法人等　（ 国税庁 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 都道府県、市町村 ） [　] 民間事業者　（ ） [　] その他　（ ）
②入手方法		[○] 紙　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　] フラッシュメモリ [　] 電子メール　[　] 専用線　[○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 地方税ポータルシステム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX） ）
③入手の時期・頻度		・申告及び届出時：申告等を受け付けた都度 ・納税者の特定時：事務上、納税者の特定が必要な都度 ・個人事業税の課税に関する事務：課税に必要な情報を入手した都度 ・不動産取得税の課税に関する事務：課税に必要な情報を入手した都度
④入手に係る妥当性		・新規の申告又は届出等については、本人からの申告書や届出書等を受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を入手する。 ・その後、必要に応じて納税者としての判断材料となる申告及び届出等の情報について、市町村及び他の機関に確認する。納税者の特定については、必要に応じて住民基本台帳ネットワークを通じて確認を行う。 ・地方税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うため、地方税法第72条の59第1項に基づき、国税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定されている。 ・正確な課税のために、不動産登記簿の調査や市町村からの固定資産情報を入手する。
⑤本人への明示		＜本人または本人の代理人からの入手＞ 地方税法その他の地方税に関する法律に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより明示される。 ＜評価実施機関内の他部署＞ 条例に評価実施機関内で保有する特定個人情報の提供を受ける旨が規定されることにより明示される。 ＜国税庁、他の都道府県、市町村からの入手＞ 地方税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うため、地方税法第72条の59に基づき、必要な情報の提供を受ける旨が規定されていることにより明示される。
⑥使用目的 ※		県税の公平・公正な賦課徴収のため。
	変更の妥当性	―
⑦使用の主体	使用部署 ※	熊本県総務部　市町村・税務局　税務課、県央広域本部総務部、県北広域本部収税課・課税課、県南広域本部収税課・課税課、天草広域本部税務課、自動車税事務所、各地域振興局県税窓口
	使用者数	[　100人以上500人未満　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
	情報の統計分析 ※	特定の個人に係る統計分析を行うことはない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	県税の税額決定、障害者に対する県税の減免決定、滞納処分の決定。
⑨使用開始日		令和5年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1）委託する 2）委託しない （ 3 ） 件
委託事項1		県税クラウドサービスの運用維持管理業務
①委託内容		県税クラウドサービスの運用、維持管理に関する業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者
	その妥当性	公平公正な賦課徴収を目的として、必要な範囲の特定個人情報を含む情報を円滑かつ迅速に処理するため、専門的知識・技術を有する者にシステムの維持管理を委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ 総合行政ネットワーク（LGWAN）経由での電子データ ）
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した後に入札情報公開サービスで公開している。
⑥委託先名		株式会社 NTTデータ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書において、原則再委託してはならない旨を明記しているが、やむをえず再委託を行う場合は、委託先から提出された再委託の承認申請を確認のうえ、これまでの実績を踏まえて妥当性を判断し、再委託先にも委託先と同様の契約上の義務を遵守させる。
	⑨再委託事項	県税クラウドサービスのシステム改修及び運用維持管理業務におけるオペレーション業務

委託事項2～5		
委託事項2		電子データ作成委託
①委託内容		税務事務の電算処理に係る紙データの電子化業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	自動車二税、不動産取得税、軽油引取税の納税者
	その妥当性	大量に提出された申告書等を短期間で県税クラウドサービスの処理に必要なデータとする必要があり、専門的知識・技術を有する者に特定個人情報もデータ化を委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線　[]電子メール　[]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） []フラッシュメモリ　[○]紙 []その他　（　　）
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した後に入札情報公開サービスで公開している。
⑥委託先名		株式会社　電算
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		国税連携システム（eLTAX）連携に係る運用業務
①委託内容		ASPサービスによる、国税連携システム（eLTAX）と県税クラウドサービス間とのデータ連携等に係る業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		［ 特定個人情報ファイルの一部 ］　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	［　10万人以上100万人未満　］　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者（所得税申告者等）で、都道府県に事務所又は事業所を有する者が行う事業のうち、地方税法に定められている事業（法定業種）の課税調査対象者
	その妥当性	国税連携システム（eLTAX）の安定的な維持運用等を図るため、地方税共同機構が認定した事業者に運用業務を委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		［　10人未満　］　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		［　］専用線　［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［ ○ ］その他　（ 総合行政ネットワーク（LGWAN）：提供は無く受領のみ　）
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した後に入札情報公開サービスで公開している。
⑥委託先名		TISI　株式会社
再委託	⑦再委託の有無　※	［　再委託する　］　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書において、原則再委託してはならない旨を明記しているが、やむをえず再委託を行う場合は、委託先から提出された再委託の承認申請を確認のうえ、これまでの実績を踏まえて妥当性を判断し、再委託先にも委託先と同様の契約上の義務を遵守させる。
	⑨再委託事項	端末機器の保守作業、導入支援、問合せ一時受付等のサービス

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 1 ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [] 行っていない
提供先1	他の都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	個人事業税の課税のために、提供した特定個人情報を利用し、調査及び賦課決定を行う。
③提供する情報	本県で賦課しない者に係る所得税申告書等データ
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本県で賦課しない所得税申告者等
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ LGWAN ）
⑦時期・頻度	他都道府県が賦課する者であったことが判明した場合に提供する。

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		＜県税クラウドサービスにおける措置＞ ・県税クラウドサービスのデータはデータセンター内に設置され、委託業者の認定するデータセンターを保守する業者により24時間365日運用監視している。 ・データセンター内は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。 ・データセンター内の全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。 ・サーバー室等への入退室をする際は、データの漏えい防止のため、電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止している。 ・バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管しており、データセンターと同等のセキュリティである。 ・申請書等の紙媒体については、各庁舎で施錠して保管する。 ・業務端末は，ワイヤーロック設置を義務付けている。また、持ち運び可能な端末については、業務終了後に施錠できる場所に保管をしている。 ・電子記録媒体については、利用時以外は施錠できる保管庫に保管する。 ＜地方税ポータルシステム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・データセンタ内に構築したサーバに保管し、常時、有人監視を行っている。 ・サーバが設置してある部屋は、生体認証とICカードにより入退室管理されている。 ・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。 ＜団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置＞ ・団体内統合利用番号連携サーバシステムは県庁本庁舎内で、ICカードによる入退室管理を行っている部屋（サーバー室）に設置した施錠可能なラック内に保管する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	［　6年以上10年未満　］ ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	地方税法第17条の5の規定に基づき、原則、県税に係る情報を、情報取得時を始期として、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日を含む年度末まで保管する。但し、不動産取得税については課税した時から8年を経過する日を含む年度末まで、自動車税については活動中車両の全情報及び税の未納や係争中の納税者に係る全情報について期間の定めなく保管する。 ＜国税連携システム（eLTAX）＞ 国税連携システム（eLTAX）のサーバは、国税連携データを最大2年間保有するハードウェア構成になっているため、国税連携システム（eLTAX）における国税（所得税）申告情報の保管期間は、情報取得時を始期として最大2年間である。

③消去方法	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ ・保管期間を経過しかつ完納分の特定個人情報については、システムで条件設定し定期的（年度毎）に消去する。申告書等の紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。電子記録媒体については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。 ＜地方税ポータルシステム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・操作手引書（国税連携クライアント端末）で定められた手順により、本県の権限のある職員が消去する。 ＜団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置＞ ・保管期間を過ぎかつ完納分の特定個人情報を，システムで条件設定し、消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー･プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。
7．備考	

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

県税クラウドサービスデータベースファイル

〇あて名ファイル
共通番号情報，納税者情報，口座情報，利用口座情報，課税あて名情報，気付送付先情報，税理士情報，送付文書情報，納税者管理情報，納税者補記情報，返戻情報，法人番号情報，名寄せ候補情報，名寄せ除外情報，名寄せ履歴情報，非開示納税者情報，電子通知申請管理情報

〇収納ファイル
調定情報，法人県調定内訳情報，法人事調定内訳情報，仮収納情報，収納履歴情報，延滞金履歴情報，延滞金計算明細情報，調定納税者情報，減額履歴情報，過誤納情報，充当情報，還付加算金情報，還付加算金計算明細情報，還付委任状情報，還付情報，還付通知情報，延滞金決議情報，消込管理情報，日次統計情報，月次統計情報，歳入予算情報，更正内訳情報，口座振替情報，発行管理情報，消込キー管理情報，収納訂正情報，申告納付未確情報，還付委任状通知書用情報，個人県民税収納データ情報，滞納繰越履歴情報，調定インタフェース情報

〇滞納ファイル
滞納者情報，折衝履歴情報，滞納整理履歴情報，滞納処分情報，差押財産明細情報，分納明細情報，財産管理情報，換価財産配当情報，換価財産充当情報，担当者割当条件情報，関連者情報，預金照会情報，預金照会顧客情報，預金照会担保等情報，預金照会口座情報，預金照会取引履歴情報，月次統計自動車税事務所別収入状況情報，預金照会依頼情報

〇業務共通ファイル
履歴管理情報，メモ管理情報，金融機関情報，住所情報，住所履歴情報，日付管理情報，郵便番号情報，要処理案件管理情報，報償金情報

〇軽油引取税ファイル
流通事業者情報，プレプリント管理情報，プレプリント予定情報，軽油調定決議情報，事業者情報，事業所管理情報，申告書別表情報，納入課税情報，納入課税エラー情報，納付課税情報，是認調査結果情報，販売店調査結果情報

〇県たばこ税ファイル
道府県たばこ税課税情報，たばこ事業者情報

〇不動産取得税ファイル
賦課予定情報，不動産明細予定情報，不動産納税者予定情報，控除減額予定情報，前所有者予定情報，共同住宅予定情報，賦課情報，不動産明細情報，不動産納税者情報，控除減額情報，前所有者情報，共同住宅情報，徴収猶予情報，申告書情報，登録エラーリスト情報，再評価予定情報

〇ゴルフ場利用税ファイル
未申告状況情報，課税情報，市町村交付金情報，施設情報，施設別交付金明細情報，特例税率期間明細情報，報償金情報

〇法人二税ファイル
ランキング情報，仮装経理控除情報，加算金情報，外形標準課税別表情報，外国税額明細情報，繰越欠損金明細情報，減免情報，国税申告決議情報，国税名簿情報，市町村分割明細情報，所得計算情報，租税条約控除情報，他事務所減額情報，他都道府県課税標準通知情報，地方法人特別税情報，電子申告利用届出情報，分割基準情報，分割明細情報，法人情報，法人課税情報，法人県民税情報，法人事業税情報，法人事業年度情報，利子割明細情報，他都道府県課税標準通知送信データ情報，市町村課税標準通知送信データ情報，法人事業税市町村交付金算定情報，法人事業税市町村別交付額管理情報，法人事業税市町村別交付基準管理情報，特定寄附金税額控除明細書情報，雇用支給額増控除明細書情報，給与等支給額増控除明細書情報

〇自動車二税ファイル
自動車二税申告書原本情報，自動車二税申告書エラー情報，軽自動車取得税申告書原本情報，軽自動車取得税申告書エラー情報，分配データ原本情報，分配履歴情報，登録後分配データ情報，登録後分配データエラー情報，継続検査分配データ情報，賦課予定情報，名寄せ候補情報，車両管理情報，自動車取得税申告情報，軽自動車取得税申告情報，環境性能割申告情報，軽自動車税環境性能割申告情報，自動車税賦課情報，定期賦課帳票情報，一括納付納税者情報，一括納付対象車両情報，引抜管理情報，課税換え管理情報，所有者管理情報，継続身障減免予定情報，商品中古車減免予定情報，一括課税保留予定情報，生活路線バス減免予定情報，納税証明書発行管理情報，証明書番号管理情報，身障減免情報，基準額情報，突合用車両管理情報，突合用自動車税賦課情報，検証用定期賦課帳票情報，検証用自動車税賦課情報，検証用車両管理情報，電子納税通知書情報

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

〇個人事業税ファイル
国税申告情報，賦課予定情報，賦課情報，個人事繰越欠損金明細情報，事業者付随情報，照会用国税申告情報

〇鉱区税ファイル
鉱業権情報，賦課情報，賦課内訳情報，一括納付管理情報，鉱区調定決議情報，鉱区賦課決議情報

〇狩猟税ファイル
狩猟税課税情報

〇地方消費税ファイル
地方消費税課税情報

〇利子割ファイル
特徴者情報，利子割課税情報，エラー申告情報，利子割市町村別交付基準管理情報，利子割市町村交付金算定情報，利子割市町村別交付額管理情報，特徴者履歴情報

〇個人県民税ファイル
個人県民税課税情報，個人県民税滞納情報，個人県民税欠損情報，個人県民税徴収情報，個人県民税取扱費情報，個人県民税決算見込情報

〇配当割ファイル
特徴者情報，配当割課税情報，エラー申告情報，配当割市町村交付金算定情報，配当割市町村別交付額管理情報，配当割市町村別交付基準管理情報

〇株式等譲渡所得割ファイル
特徴者情報，譲渡割課税情報，エラー申告情報，譲渡割市町村交付金算定情報，譲渡割市町村別交付額管理情報，譲渡割市町村別交付基準管理情報

〇免税証ファイル
免税証明細情報，機器設備情報，算定交付数量情報，使用者証管理情報，使用者明細情報、消費状況情報，他府県発行分免税証情報，販売業者情報，免税証管理情報

〇県固定資産税ファイル
税額管理情報

〇産業廃棄物税ファイル
処分場情報税額管理情報，課税情報，課税内訳情報

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
【県税クラウドサービス】県税クラウドサービスデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜本人または本人代理人からの入手＞ 　本人または代理人が提出する申告書等は、地方税法等に基づき本人の情報を記載して提出するものであり、当該申告書等においては、当該納税者の情報しか入手することはできない。 ＜国税庁、他自治体、他部署からの入手＞ ・国税庁からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の59第1項の規定に基づき政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がされており、法令で定める場合以外の入手は行われない。 ・市町村からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の59第2項又は同法73条の18第3項の規定に基づき市町村より必要な情報の提供を受ける旨の規定がされており、法令で定める場合以外の入手は行われない。 ・地方公共団体情報システム機構から入手する本人確認情報は、住基法の規定により事務処理に必要な者以外の情報は入手は行われない。 ・国税連携システムは、地方税ポータルシステムを通じて国税庁としか接続しておらず、国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が送付先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 　特定個人情報を取り扱う職員に対しては、適切な取扱いがなされるよう年1回以上の研修を実施する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜本人または本人代理人からの入手＞ 　本人または代理人が申告書等を提出する場合、法令等により手続きに必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手を防止する。 ＜国税庁、他自治体、他部署からの入手＞ ・国税庁からは必要な情報しか提供されない。 ・市町村からは必要な情報しか提供されない。 ・地方公共団体情報システム機構からは、決められた必要な情報のみ提供されるようシステムで制御している。 ・国税連携システムは、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、国税庁が送信先を設定することにより、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。 　特定個人情報を取り扱う職員に対しては、適切な取扱いがなされるよう年1回以上の研修を実施する。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜本人または本人代理人からの入手＞ 　法令の規定（手続き・様式）に基づいて、対象者本人（または代理人）から提出を受ける。 ＜国税庁、他自治体、他部署からの入手＞ ・国税庁、市町村、地方公共団体情報システム機構は、使用目的が法令に基づくものであることを理解したうえで法令に基づいて情報を提供する。 ・国税連携システムでは、決められた必要な情報しか提供を受け付けないように、システムで制御する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人から個人番号の提供を受ける場合 　番号法第16条、番号法施行令第12条第１項、番号法施行規則第１条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証、旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 ・本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合 　番号法第16条、番号法施行令第12条第２項、番号法施行規則第６条等の規定に基づき、代理人の戸籍謄本、委任状等により代理権を確認し、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証、旅券等の書類で確認するほか、代理人が税理士である場合には、番号法施行規則第９条第２項等の規定に基づき、税務代理権原証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	＜本人または本人の代理人からの入手＞ ・本人から個人番号の提供を受ける場合 　番号法第16条、番号法施行令第12条第１項、番号法施行規則第１条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証、旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 ・本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合 　番号法第16条、番号法施行令第12条第２項、番号法施行規則第６条等の規定に基づき、本人の個人番号カード、通知カードまたはその写し、住民票等の書類で確認し、あるいは過去の申告や地方公共団体情報システム機構へ確認するなどの方法により行う。 ＜国税庁、他自治体、他部署からの入手＞ 　特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない（入手元における本人確認の方法は①と同様である）。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	＜本人または本人の代理人からの入手＞ 　地方税法等に基づいて本県に提出された申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する。県税クラウドサービスでは、申告書等の情報や納税の実績等を保有するが、対象者から申告等がある都度、保有する情報（個人番号・4情報等）を確認するとともに、情報の正確性に疑義が生じた場合、地方公共団体情報システム機構への照会や対象者への聞き取り等を行い、適宜修正することで、情報の正確性を確保する。 ＜国税庁、他自治体、他部署からの入手＞ 　正確性の確保については、特定個人情報の入手元に委ねられる。なお、国税連携システムにより入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行い、修正された情報が国税庁から送信される。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜本人または本人の代理人からの入手＞ 県税窓口等に来所して提出する場合、窓口で対面にて収受する。また、郵送の場合、必ず郵便または信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れがないよう、十分に確認のうえ送付する旨を、本県ホームページ等にて案内する。 ＜国税庁、他自治体、他部署からの入手＞ ・国税庁等から書面で入手する場合は、必ず郵便、信書便、県庁専用逓送便を利用する。 ・国税庁から地方税ポータルセンターまでは専用線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。 また地方税ポータルセンタから国税連携システムまでは閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ・地方公共団体情報システム機構からは、専用線を利用する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
―	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号は、職員認証によるアクセス制御、管理者権限及びログ管理等を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・県税クラウドサービス以外で特定個人情報を扱うその他システム（国税連携システム（eLTAX）、及び団体内統合利用番号連携サーバシステム）においては、職員認証によるアクセス制御等を行う。 ・県税クラウドサービスとその他のシステム（国税連携システム（eLTAX）、及び団体内統合利用番号連携サーバシステム）とのファイルの連携を行う際には、当該事務を行う職員を限定し、アクセス制御等を行う。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	使用する必要がある職員、委託先社員等を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。パスワードについては定期的に変更し、適切な管理を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	＜ID／パスワードの発行及びアクセス権限管理＞ ・業務ごと、かつ個別の担当者に対して、アクセスの必要がある最低限の権限を税務課及び各所属において確認し、アクセス権限を付与する。 ＜ID／パスワードの失効管理＞ ・県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号情報へのアクセス権限を有していた職員の異動退職や委託先の変更等があった際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。
アクセス権限の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	IDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を迅速に変更または削除する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] ＜選択肢＞ 1）記録を残している 2）記録を残していない
具体的な方法	・県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号情報へのアクセス記録は、アクセスログ（レコード種別、番号（キー情報）、アクセス日時、ユーザID等）として記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・アクセス記録は最低7年保管し、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作ログを記録し、サンプルチェック等ログ検証を実施する。 ・個人情報の取扱いに関して、研修や会議等での周知を図り、年1回税務事務点検により自己点検を行い、本庁に報告させる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・県税クラウドサービスにおいては、本県は委託元となるが、利用者の立場となるため、特定個人情報を含むデータベースへのアクセス権がなく、ファイルの複製はできない。 ・委託先には契約で個人情報の保護を明示するとともに、業務遂行上の必要性がある場合（データのバックアップ等）を除き、県の承諾を得ずに複製することを禁止する。 ・委託先業者については、操作端末のUSB端子の利用は委託先業者の管理者により許可されない限り、プログラムにより使用禁止としている。 ・許可を得た職員においては、システムが複雑であるため複製することは技術的に困難である。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[　　]委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	・委託事業者はプライバシーマークを取得していることを確認する。 ・契約に当たっては、個人情報取扱特記事項を明記している。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[　制限している　] ＜選択肢＞ 1）制限している　2）制限していない
具体的な制限方法	・委託事業の実施体制を提出させる。 ・システムの維持管理作業要員に対しては、個人ごとにICカードとユーザIDを割り当て指定端末でのみアクセス可能としている。 ・電子データ作成委託先においては、作業場所を限定し、作業要員の閲覧を制限している。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[　記録を残している　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	・県税クラウドサービスデータベースファイルへのアクセス記録は、アクセスログ（レコード種別、番号（キー情報）、アクセス日時、ユーザID等）として記録する。 ・アクセス記録は最低7年保管し、安全な場所に施錠保管する。
特定個人情報の提供ルール	[　定めている　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先が業務により知り得た特定個人情報を目的外利用すること及び第三者への提供を行うことを禁止する。 ・委託先から報告をさせ、必要に応じ職員による調査を行う。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・業務遂行上必要な情報は県が委託先に貸与する。 ・委託先は貸与された情報を善管の注意義務をもって保管し、業務以外の用途に使用してはならない。 ・委託先は県の承諾なしに情報を作業場所から持出したり、複製してはならない。 ・必要に応じ委託先から報告をさせ、または職員による調査を行う。
特定個人情報の消去ルール	[　定めている　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・県が貸与した情報は、業務完了後直ちに県に返還する。 ・委託先の機器に記録された情報については、適正に消去・廃棄を行い、書面で報告を提出する。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	・秘密の保持、　・収集の制限、　・適正管理、　・作業場所の特定、 ・持ち出し及び複写等の禁止、　・従事者の特定、　・利用及び提供の制限、 ・複写又は複製の禁止、　・再委託の禁止、　・資料等の返還等、 ・従業者への周知、　・指示・報告、　・実地調査、　・事故報告
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	・委託先は県の承諾を得ないで第三者に業務全部または一部を委託することはできない。 ・承諾を得て再委託した場合は、契約に基づく一切の義務を再委託先に遵守させ、再委託先の行為について契約上の責任を負う。 ・再委託先は県税クラウドサービスの維持管理業者のみであるが、県庁内の専用作業場所において専用端末を操作する。操作にあたっては、ICカード・ユーザIDを割り当て、ログを記録して必要に応じてログを確認する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	・国税連携システム（eLTAX）を利用して他都道府県へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信状況等がシステム上に記録される。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・国税連携システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・国税連携システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化しているため、情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県に提供するに当たっては、提供情報及び提供先を複数の職員で確認している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜税務事務の運用における措置＞ ・職員認証によるアクセス制御を実施している県税クラウドサービスにおいて、番号法の規定に基づき、認められる範囲内の条件でシステム的に作成した特定個人情報の照会データを用いて、団体内統合利用番号連携サーバシステムに対して、照会を行う。 ＜団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置＞ ・税業務に関する情報照会は、県税クラウドサービスからの依頼のみと限定し、他の方法では中間サーバーへ照会を行わないことで、業務目的内での情報入手であることを担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュ リティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に，ログイン・ログアウトを実施した職員，時刻，操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第二及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜税務事務の運用における措置＞ ・県税クラウドサービスは団体内統合利用番号連携サーバシステムを介さなければ中間サーバーと接続できない。団体内統合利用番号連携サーバシステムとは電子記憶媒体から通信を暗号化し、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク（VPNまたは専用線）を利用するため、安全性が担保されている。 ＜団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置＞ ・団体内統合利用番号連携サーバシステムと中間サーバー間との接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用し、また、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保され ている。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜税務事務の運用における措置＞ ・入手した特定個人情報について、県税クラウドサービス内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出又は申告があった際に、その内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。 ＜団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置＞ ・団体内統合利用番号連携サーバシステムでは、照会対象者の真正性確認済個人番号に基づいて付番された統合利用番号により情報照会処理を行うため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜税務事務の運用における措置＞ ・職員認証によるアクセス制御を実施している県税クラウドサービスは、団体内統合利用番号連携サーバシステムを介さ なければ中間サーバーと接続できない。団体内統合利用番号連携サーバシステムとは外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク（VPNまたは専用線）を利用するため、安全性が担保されている。 ・県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号情報は、職員認証によるアクセス制御により照会できる職員を限定し、照会した場合はアクセスログの記録を行う。 ・県税クラウドサービスのデータを保管するデータセンター及びバックアップセンターは入退出権限を持つ者を限定し、機器を設置しているサーバ室についてはIDカードにより、入室する者の記録・管理を行う。また、県税クラウドサービスの運用維持管理委託業務で取り扱う居室は入退出権限を持つ者を限定し、IDカードにより、入室する者の記録・管理を行う。 ＜団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置＞ ・団体内統合利用番号連携サーバシステムと中間サーバー間との接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用し、また，通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・団体内統合利用番号連携サーバシステム運用事業者の業務は、機器の監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい･紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい･紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー･プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞
・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞
・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており，中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏え い等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1）特に力を入れて遵守している 2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない 4）政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1）特に力を入れて周知している 2）十分に周知している 3）十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ ・県税クラウドサービスのデータはデータセンター内に設置され、委託業者の認定するデータセンターを保守する業者により24時間365日運用監視している。 ・データセンター内は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。 ・データセンター内の全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。 ・サーバー室等への入退室をする際は、データの漏えい防止のため、電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止している。 ・バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管しており、データセンターと同等のセキュリティである。 ・電子記録媒体を利用する場合は、管理者等が許可・承認をしたものに限定し、担当者が私物の機器等を利用することを防止する。また、電子記録記録媒体の利用及び運搬の際は、電子記録媒体内の暗号化、パスワードによる保護をする。電子記録媒体は、施錠できるキャビネット等に保管し、不要となった際は物理破壊等による復元不可能な状態にした上で廃棄する。 ・団体内統合利用番号連携サーバシステムは、遠隔地バックアップされており、設置ラックは耐震措置がなされている。また，サーバーが設置されている部屋は、ICカードにより入退室が管理されている。 ・業務端末の利用について、利用を終了する際は県税クラウドサービスを終了させ、ICカードを外して厳重に保管する。 ・勤務時間外の庁舎管理については警備システムを導入する。 ・申告書等の紙媒体については、鍵付きの保管棚等で保管する。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・サーバはデータセンタ内に構築し、常時、有人監視を行っている。 ・サーバが設置してある部屋は、生体認証とICカードにより入退室管理されている。 ・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	

⑥技術的対策		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ ・業務端末にはウィルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウィルスパターンファイルの更新を行っている。 ・委託先事業者が利用する業務端末には、各種外部接続端子の接続を制限するソフトウェアを導入している。 ・県税クラウドサービスで利用する庁内ネットワークは、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク（VPNまたは専用線）を利用している。 ・県税クラウドサービスが稼働するサーバが設置されているデータセンタと庁内ネットは、LGWAN回線で接続されファイアウォールで保護されている。 ・団体内統合利用番号連携サーバシステムは、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行うとともに、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウィルスパターンファイルの更新を行う。また、ファイアウォール、ルーター等により、指定機器外のアクセスから保護する。 ・県税クラウドサービスからダウンロードしたファイルは、端末及び外部記録装置に保存しないよう努め、業務の都合上保存が必要な場合は、当該ファイルにはパスワードを掛ける。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・サーバにアクセスするアカウントの発行は必要最小限とし、定期的にアクセスログの確認を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用することによる不正プログラム対策及びファイアウォール、侵入検知システムによる不正アクセス対策を行う。 ・不正アクセス防止策として、LGWAN上で運用している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
⑦バックアップ		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生あり　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
	その内容	令和4年度、県が実施する事業について、委託先のサーバー設定ミスにより、サーバーページの一部に外部ユーザーのアクセスが可能な状態となっていたことが判明。アクセス可能だった情報は、当該事業利用者（約1,500人）の登録名。
	再発防止策の内容	委託先は、サーバー設定変更時のテストを強化するとともに、複数人でレビューすることを徹底する。また、インターネット接続の可能性があるすべてのサーバーに対して診断サービスを定期的に受け、設定漏れの有無をチェックする。
⑩死者の個人番号		[　　保管している　　] ＜選択肢＞ 1）保管している　2）保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号は生存者の個人番号と分けて保管していないため、生存者の特定個人情報と同様の安全管理措置を講じる。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・県税クラウドサービスでは、対象者から申告等がある都度、保有する情報を確認するとともに、情報の正確性に疑義が生じた場合、住基ネットによる確認や対象者への聞き取り等を行い、適宜情報を修正する。 ・本県に提出された申告書等は、保存期間まで常に原本として保管する必要があるため、原本の訂正は行わず、特定個人情報を古いまま保管することとなる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] ＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
手順の内容	・保管期間を経過した特定個人情報については、定期的（年度毎）に消去を実施する。消去方法については、システムで条件設定を行うため消去すべき情報のみを確実に消去できる。 ・申告書等の紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。電子記録媒体については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

Ⅳ　その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ 本評価書の内容に沿った運用がなされているか、年1回、各広域本部及び自動車税事務所で担当者・班長・課長・副部長・総務部長等において別途定める点検票に基づき自己点検を実施し、結果を本庁に提出する。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ 国税連携システム（eLTAX）については、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成25年総務省告示第206号）」の達成状況について、自己評価を実施している。 ＜団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置＞ ・手順書等に基づき、団体内統合利用番号連携サーバシステムの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ 評価書に記載されたとおりに運用がなされているか、本庁税務課が各所管に対して年1回自己点検の結果を踏まえ監査を実施する。 ①ICカードの管理状況 ②帳票の保管状況 ③端末の管理状況 を確認する。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・認定委託先事業者に対し、地方税共同機構が毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を実施している。 ・県は、認定委託先事業者より情報セキュリティ監査（外部監査）の結果と、その後の措置の状況の報告を受け、必要に応じて改善を求めることにしている。 ＜団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置＞ ・手順書等に基づき、定期的に監査を行うこととしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ ・各種会議の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行い、特定個人情報の適正な取り扱いと人為的ミス（誤入力等）の防止を徹底する。 ・新たに税務職員になった者に対しては、新任職員研修において特定個人情報ファイルの取扱いにつき解説する。 ・システム利用に係る違反者に対してはアクセス権限を停止する。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ 国税連携システム（eLTAX）については、担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修に参加させている。 ＜団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置＞ ・従事職員に対して、特定個人情報と情報セキュリティに関する研修を実施する。 ・委託業者に対しては、契約内容に「個人情報保取扱特記事項」と「情報セキュリティに関する特記事項」を明記している。 ・職員等の違反行為を確認した場合には、その都度、当該職員に対し適切な指導を行うとともに、当該職員が所属する所属長に対して、適切な措置を講じるよう求める。 なお、違反行為をした職員及びその 監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、懲戒処分の対象とする。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー･プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策		
＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

Ⅴ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	熊本県総務部　市町村・税務局　税務課 〒862-8570　熊本市中央区水前寺６－１８－１ 電話　０９６－３３３－２１０１
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	－
③手数料等	[　　無料　　]　　＜選択肢＞ 1) 有料　　2) 無料 開示請求については、閲覧は無料であるが、写しの交付については費用の負担がある。 【手数料額】 （手数料額、納付方法：・文書・図画 複写機による複写（白黒）　複写物１面につき　１０円 複写機による複写（カラー）　複写物１面につき　３０円（A3判まで） ・電磁的記録 用紙への出力（白黒）　出力用紙１面につき　１０円 用紙への出力（カラー）　出力用紙１面につき　３０円（A3判まで） 光ディスク（CD-R）への複製　CD-R１枚につき　８０円 光ディスク（DVD-R）への複製　DVD-R１枚につき　１００円 【納付方法】 現金により徴収する。郵送による開示請求の場合は、現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書により徴収する。
④個人情報ファイル簿の公表	[　　行っている　　]　　＜選択肢＞ 1) 行っている　　2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人事業税課税事務、不動産取得税課税事務、自動車税（環境性能割、種別割）賦課事務、鉱区税課税事務、ゴルフ場利用税賦課事務、軽油引取税賦課事務、県たばこ税賦課事務、産業廃棄物税賦課事務、収税管理事務、預貯金調査に関する事務、県税犯則取締事務
公表場所	熊本県庁舎　本館１階　情報プラザ 〒862-8570　熊本市中央区水前寺６－１８－１
⑤法令による特別の手続	－
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	－
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	熊本県総務部　市町村・税務局　税務課 〒862-8570　熊本市中央区水前寺６－１８－１ 電話　０９６－３３３－２１０１
②対応方法	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて、対応記録を残す。

Ⅵ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年8月10日
②しきい値判断結果	［　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　］ ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県政に係る意見提出手続き（県政パブリック・コメント手続）を実施
②実施日・期間	令和3年8月23日から令和3年9月21日
③期間を短縮する特段の理由	－
④主な意見の内容	主な意見は次のとおり ・誤った情報の入力してしまうと、情報漏えい等の不祥事が起こると考える。 ・「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」があるが、熊本県は宣言にあるような取り組みはされていない。 ・税の徴収に対する不服申し立てについての評価がない。 ・現行と変更後の運用で、ほぼ全ての取扱いが変わらない。特定個人情報ファイルの取扱いリスク認識が欠けているのではないか。
⑤評価書への反映	誤った情報の入力は、特定個人情報データベールファイルを作成する上であってはならないことと認識し、以下の内容を反映する。 Ⅳその他のリスク対策 2.従業員に対する教育・啓発（具体的方法） ＜県税システム及び県税クラウドサービスにおける措置＞ ・各種会議の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行い、特定個人情報の適正な取扱いと人為的誤り（誤入力等）の防止を徹底する。 ・新たに税務職員になった者に対しては、新任職員研修において特定個人情報の取扱いにつき解説する。 ・システム利用に係る違反者に対してはアクセス権限を停止する。

3. 第三者点検	
①実施日	令和3年10月19日
②方法	熊本県情報公開・個人情報保護審議会において第三者点検を実施
③結果	全項目評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められた。 　なお、次の事項について意見があったため、全項目評価書の一部に修正を加えた。 ＜意見＞ 1　新システム導入の必要性を評価書に記載すること。 2 「クラウドサービス」の用語について定義を明記し、外部からのアクセスはできない旨を記載すること。 3　保管期間については原則の期間を記載すること。また、例外的な取扱いについては保管期間の妥当性の欄に記載し、保管期間ごとにどのような情報が該当するのか明らかにすること。さらに、保管期間の始期を明記すること。 4　新システム運用開始後は旧システムに新しいデータを保有しないことを明記すること。 ＜修正内容＞ 1につき、個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言/特記事項に「現行システムの老朽化、税務行政を取り巻く環境の変動への対応のため、」と理由を追記した。 2につき、Ⅰ基本情報/2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システム2（県税クラウドサービス）/②システムの機能に「※本県事務における「クラウドサービス」とは、データセンタ、基盤、アプリケーションを共同利用するものである。なお、外部からは直接県税クラウドサービスにアクセスは出来ない。」を追記した。 3につき、Ⅱ特定個人情報ファイルの概要【県税クラウドサービス】/6. 特定個人情報の保管・消去/②保管期間その妥当性の記載内容につき、保管期間を「6年以上10年未満」に修正し、その妥当性を「地方税法第17条の5の規定に基づき、原則、県税に係る情報を、情報取得時を始期として、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日を含む年度末まで保管する。但し、不動産取得税については課税した時から8年を経過する日を含む年度末まで、自動車税については活動中車両の全情報及び税の未納や係争中の納税者に係る全情報について期間の定めなく保管する。＜国税連携システム（eLTAX）＞国税連携システム（eLTAX）のサーバは、国税連携データを最大2年間保有するハードウェア構成になっているため、国税連携システム（eLTAX）における国税（所得税）申告情報の保管期間は、情報取得時を始期として最大2年間である。」に修正した。 4につき、Ⅱ特定個人情報ファイルの概要【県税システム】/6. 特定個人情報の保管・消去/①保管場所の欄に「・県税クラウドサービス運用開始後は、旧県税システムには新しい情報を保有しない。」を追記した。
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	Ⅰ基本情報−7．評価実施機関における担当部署−②所属長の役職名	税務課長　斉藤浩幸	税務課長	事後	様式の改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和1年6月7日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要− 2．基本情報−⑤保有開始日	平成28年1月予定	2016/1/1	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策−7．特定個人情報の保管・消去−リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク−⑥技術的対策 具体的な対策の内容	・第三者の侵入防止のため、ネットワークにファイヤーウォールを設ける。 ・ウィルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウィルスパターンファイルを更新する。 ・不審な電子メールは開かず削除する。 ・県税システム利用端末はインターネットに接続しない設定とし、インターネット接続が必要な場合のみ設定を切り替える。 ・県税システムからダウンロードしたファイルは、端末及び外部記録装置に保存しないよう努め、業務の都合上保存が必要な場合は、全庁ファイルサーバやログイン制限を掛けたネットワークドライブに保存し、当該ファイルにはパスワードを掛ける。	・第三者の侵入防止のため、ネットワークにファイヤーウォールを設ける。 ・ウィルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウィルスパターンファイルを更新する。 ・不審な電子メールは開かず削除する。 ・県税システム利用端末については、インターネット用の端末とは分離した専用端末を設置している。 ・県税システムからダウンロードしたファイルは、端末及び外部記録装置に保存しないよう努め、業務の都合上保存が必要な場合は、全庁ファイルサーバやログイン制限を掛けたネットワークドライブに保存し、当該ファイルにはパスワードを掛ける。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和1年6月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策−7．特定個人情報の保管・消去−リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク−⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか−その内容	内容：メールマガジン発行に伴うメール送信時の操作誤りによるメールアドレスの漏えい。 原因：BCC（ブラインド・カーボン・コピー）で送付すべきところをTOで送信。 影響：187件分（個人・団体含む。） 発生時の対応：送信者全員に対し、お詫び及びメールの削除依頼を行うとともに、二次被害防止等のため、記者発表を行った。	−	事後	発生から3年が経過したため記載を削除するものであり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策−7．特定個人情報の保管・消去−リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク−⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか−再発防止策の内容	①各実施機関に対し、文書通知により注意喚起を行った。 ②外部にメールを送信する際に、BCCでの送付を促す注意喚起の表示を行うこととした。 ③配信時に2名以上の職員が立会い、確認することを徹底することとした。	−	事後	発生から3年が経過したため記載を削除するものであり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策−7．特定個人情報の保管・消去−リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク−⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか−その内容	−	内容：外部に対するメール送信時の操作誤りによるメールアドレスの漏えい。 原因：BCC（ブラインド・カーボン・コピー）で送付すべきところを誤ってTOで送信。 影響：210件分（個人） 発生時の対応：送信者全員に対し、誤送信についての謝罪及び誤送信したメールの削除依頼を行った。	事後	当該重大事故は、その発生に伴いリスク対策等の見直しが想定される重大事故ではないため、重要な変更に当たらない。
令和1年6月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策−7．特定個人情報の保管・消去−リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク−⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか−再発防止策の内容	−	①TO又はCCに外部のメールアドレスを指定した場合、送信時に強制的にBCCとなるようメールシステムを改修した。 ②メールアドレス誤り等による誤送信には引き続き十分な確認を行うよう、各実施機関に対し、文書通知により注意喚起を行った。	事後	当該重大事故は、その発生に伴いリスク対策等の見直しが想定される重大事故ではないため、重要な変更に当たらない。
令和1年6月7日	Ⅴ開示請求、問合せ−1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求−③手数料等	［有料］ 【写しの交付を希望される場合】 ・文書・図画 　乾式複写機による複写（白黒）　複写物1面につき　10円 　乾式複写機による複写（カラー）複写物1面につき　30円 　用紙への出力　出力用紙1面につき　10円 ・電磁的記録 　フロッピーディスクへの複製　3.5インチFD1枚につき　50円　等	［無料］ 開示請求については、閲覧は無料であるが、写しの交付については費用の負担がある。 【手数料額】 ・文書・図画 　複写機による複写（白黒）　複写物1面につき　10円 　複写機による複写（カラー）　複写物1面につき　30円 ・電磁的記録 　用紙への出力（白黒）　出力用紙1面につき　10円 　用紙への出力（カラー）　出力用紙1面につき　30円 　光ディスク（CD−R）への複製　700MB CD−R 1枚につき　80円 【納付方法】 現金により徴収する。郵送による開示請求の場合は、現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書により徴収する。	事後	軽微な修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅰ基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	−	国税連携システム（eLTAX）	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月18日	Ⅰ基本情報-2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム3-②システムの機能	―	・国税連携システム（eLTAX）は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構（旧一般社団法人地方税電子化協議会）が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始された。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じ送付される。 ・国税連携システム（eLTAX）には、 ①国税庁から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 等の機能がある。	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅰ基本情報-2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム3-③他のシステムとの接続	―	地方税ポータルセンタ（eLTAX）	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託の有無	委託する　2件	委託する　3件	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要- 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3	―	国税連携システム（eLTAX）連携に係る運用業務	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-①委託内容	―	ASPサービスによる、国税連携システム（eLTAX）と県税システム間とのデータ連携等に係る業務	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	―	特定個人情報ファイルの一部	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-対象となる本人の数	―	10万人以上100万人未満	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-対象となる本人の範囲	―	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者（所得税申告者等）で、都道府県に事務所又は事業所を有する者が行う事業のうち、地方税法に定められている事業（法定業種）の課税調査対象者	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	―	国税連携システム（eLTAX）の安定的な維持運用等を図るため、地方税共同機構が認定した事業者に運用業務を委託する必要がある。	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-③委託先における取扱者数	―	10人未満	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	―	総合行政ネットワーク（LGWAN）	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-⑤委託先名の確認方法	―	委託先が決定した後に入札情報公開サービスで公開している。	事前	重要な変更に当たる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-⑥委託先名	―	TIS株式会社 インダストリー事業統括本部 産業公共事業本部 産業ビジネス第2事業部 九州支社	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-⑦再委託の有無	―	再委託する	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-⑧再委託の許諾方法	―	契約書において、原則再委託してはならない旨を明記しているが、やむをえず再委託を行う場合は、委託先から提出された再委託の承認申請を確認のうえ、これまでの実績を踏まえて妥当性を判断し、再委託先にも委託先と同様の契約上の義務を遵守させる。	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-⑨再委託事項	―	端末機器の保守作業、導入支援、問合せ一時受付等のサービス	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供・移転の有無	―	提供を行っている　1件	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供先1	―	他の都道府県知事	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供先1-①法令上の根拠	―	番号法第19条第8号	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供先1-②提供先における用途	―	個人事業税の課税のために、提供した特定個人情報を利用し、調査及び賦課決定を行う。	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供先1-③提供する情報	―	本県で賦課しない者に係る所得税申告書等データ	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供先1-④提供する情報の対象となる本人の数	―	1万人未満	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供先1-⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	―	本県で賦課しない所得税申告者等	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供先1-⑥提供方法	―	LGWAN	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供先1-⑦次期・頻度	―	他都道府県が賦課する者であったことが判明した場合に提供する。	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-6. 特定個人情報の保管・消去-①保管場所	・庁内でセキュリティカードによる入退出管理を行っている部屋に設置した施錠付きラック内に設置したサーバー内に保管し、専用端末、利用者ID及びパスワードによりアクセス制限を行っている。	＜県税システムにおける措置＞ ・県税システム、団体内統合利用番号連携サーバシステム等の各サーバは、設置場所についてICカードによる入退室管理、監視カメラや停電時の電源確保、室温管理、免震措置等の対策を講じている。 ・業務端末の利用について、利用を終了する際は県税システムを終了させ、ICカードを外して厳重に保管する。 ・勤務時間外の庁舎管理については警備システムを導入する。 ・申告書等の紙媒体については、鍵付きの保管棚等で保管する。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・データセンタ内に構築したサーバに保管し、常時、有人監視を行っている。 ・サーバが設置してある部屋は、生体認証とICカードにより入退室管理されている。 ・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-6. 特定個人情報の保管・消去-③消去方法	・保管期間経過等により不要と判断した特定個人情報については、ソフトウエアを用いて消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊またはソフトウエアを利用して完全に消去する。 ・申告書等の紙媒体については、焼却又は溶解処分により廃棄する。	＜県税システムにおける措置＞ ・保管期間経過等により不要と判断した特定個人情報については、ソフトウエアを用いて消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊またはソフトウエアを利用して完全に消去する。 ・保管期間を経過した申告書等の紙媒体については、焼却又は溶解処分により廃棄する。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ 国税連携システム(eLTAX)のデータは、県税システムへのデータ連携（又は印刷）が必要なものについてはデータ連携（又は印刷）を行ったうえで、地方税共同機構の指定する時期（毎年11月頃）に、国税連携システムの削除機能により、前年受信分データの削除を行う。	事前	重要な変更に当たらないが、新規の委託に伴う変更であり、かつ、特定個人情報保護評価の再実施に係る第三者点検結果による修正であるため。
令和1年7月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）-リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転の記録	―	記録を残している	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）-リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転の記録-具体的な方法	―	・国税連携システム（eLTAX）を利用して他都道府県へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信状況等がシステム上に記録される。	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）-リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転に関するルール	―	定めている	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転に関するルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法	―	・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク-リスクへの対策は十分か	―	十分である	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	―	・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化しているため、情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク-リスクへの対策は十分か	―	十分である	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク3 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク-リスクに対する措置の内容	―	本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県に提供するに当たっては、提供情報及び提供先を複数の職員で確認している。	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク3 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク-リスクへの対策は十分か	―	十分である	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和1年7月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	・県税システム、国税連携システム、団体内統合利用番号連携サーバシステム等の各サーバは、設置場所についてICカードによる入退室管理、監視カメラや停電時の電源確保、室温管理、免震措置等の対策を講じている。 ・業務端末の利用について、利用を終了する際は県税システムを終了させ、ICカードを外して厳重に保管する。 ・勤務時間外の庁舎管理については警備システムを導入する。	＜県税システムにおける措置＞ ・県税システム、団体内統合利用番号連携サーバシステム等の各サーバは、設置場所についてICカードによる入退室管理、監視カメラや停電時の電源確保、室温管理、免震措置等の対策を講じている。 ・業務端末の利用について、利用を終了する際は県税システムを終了させ、ICカードを外して厳重に保管する。 ・勤務時間外の庁舎管理については警備システムを導入する。 ・申告書等の紙媒体については、鍵付きの保管棚等で保管する。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・サーバはデータセンタ内に構築し、常時、有人監視を行っている。 ・サーバが設置してある部屋は、生体認証とICカードにより入退室管理されている。 ・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。	事前	重要な変更に当たる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策−7．特定個人情報の保管・消去−リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク−⑥技術的対策−具体的な対策の内容	・第三者の侵入防止のため、ネットワークにファイヤーウォールを設ける。 ・ウィルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウィルスパターンファイルを更新する。 ・不審な電子メールは開かず削除する。 ・県税システム利用端末については、インターネット用の端末とは分離した専用端末を設置している。 ・県税システムからダウンロードしたファイルは、端末及び外部記録装置に保存しないよう努め、業務の都合上保存が必要な場合は、全庁ファイルサーバやログイン制限を掛けたネットワークドライブに保存し、当該ファイルにはパスワードを掛ける。	＜県税システムにおける措置＞ ・第三者の侵入防止のため、ネットワークにファイヤーウォールを設ける。 ・ウィルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウィルスパターンファイルを更新する。 ・不審な電子メールは開かず削除する。 ・県税システム利用端末については、インターネット用の端末とは分離した専用端末を設置している。 ・県税システムからダウンロードしたファイルは、端末及び外部記録装置に保存しないよう努め、業務の都合上保存が必要な場合は、全庁ファイルサーバやログイン制限を掛けたネットワークドライブに保存し、当該ファイルにはパスワードを掛ける。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・サーバにアクセスするアカウントの発行は必要最小限とし、定期的にアクセスログの確認を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用することによる不正プログラム対策及びファイアウォール、侵入検知システムによる不正アクセス対策を行う。 ・不正アクセス防止策として、LGWAN上で運用している。	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅳその他のリスク対策−1監査−①自己点検−具体的なチェック方法	本評価書の内容に沿った運用がなされているか、年1回、各広域本部及び自動車税事務所で担当者・班長・課長・副部長・総務部長等において別途定める点検票に基づき自己点検を実施し、結果を本庁に提出する。	＜県税システムにおける措置＞ 本評価書の内容に沿った運用がなされているか、年1回、各広域本部及び自動車税事務所で担当者・班長・課長・副部長・総務部長等において別途定める点検票に基づき自己点検を実施し、結果を本庁に提出する。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ 国税連携システム（eLTAX）については、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成25年総務省告示第206号）」の達成状況について、自己評価を実施している。	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅳその他のリスク対策−1監査−②監査−具体的な内容	評価書に記載されたとおりに運用がなされているか、本庁税務課が各所管に対して年1回自己点検の結果を踏まえ監査を実施する。 ①ICカードの管理状況 ②帳票の保管状況 ③端末の管理状況 を確認する。	＜県税システムにおける措置＞ 評価書に記載されたとおりに運用がなされているか、本庁税務課が各所管に対して年1回自己点検の結果を踏まえ監査を実施する。 ①ICカードの管理状況 ②帳票の保管状況 ③端末の管理状況 を確認する。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・認定委託先事業者に対し、地方税共同機構が毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を実施している。 ・県は、認定委託先事業者より情報セキュリティ監査（外部監査）の結果と、その後の措置の状況の報告を受け、必要に応じて改善を求めることにしている。	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅳその他のリスク対策−2従業者に対する教育・啓発−従業者に対する教育・啓発−具体的な方法	・各種会議の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行う ・新たに税務職員になった者に対しては、新任職員研修において解説する ・違反者に対してはアクセス権限を停止する	＜県税システムにおける措置＞ ・各種会議の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行う。 ・新たに税務職員になった者に対しては、新任職員研修において解説する。 ・違反者に対してはアクセス権限を停止する。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ 国税連携システム（eLTAX）については、担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修に参加させている。	事前	重要な変更に当たる。
令和1年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要−6．特定個人情報の保管・消去−②保管期間−その妥当性	地方税法第17条の5の規定に基づき7年間は保管する。但し、税の未納や係争中の納税者に係る情報については、前記の期間にかかわらず保管する必要がある。	地方税法第17条の5の規定に基づき7年間は保管する。但し、税の未納や係争中の納税者に係る情報については、前記の期間にかかわらず保管する必要がある。 ＜国税連携システム（eLTAX）＞ 国税連携システム（eLTAX）のサーバは、国税連携データを最大2年間保有するハードウェア構成になっているため、国税連携システム（eLTAX）における保管期間は最大2年間である。	事前	特定個人情報保護評価の再実施に係る第三者点検結果による修正
令和2年12月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要－4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項2−⑥委託先名	株式会社　コンピュータービジネス	株式会社　KDS	事後	委託先社名変更による修正であり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要－4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項3-⑥委託先名	TIS株式会社　インダストリー事業統括本部　産業公共事業本部　産業ビジネス第2事業部　九州支社	TIS株式会社	事後	委託先社名変更による修正であり、重要な変更にあたらない。
令和2年12月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要－5．特定個人情報の提供・移転－提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和2年12月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	■県税システム特定個人情報ファイル記録項目（1,132項目）	■県税システム特定個人情報ファイル記録項目（1,192項目）	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和2年12月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　7特定個人情報の保管・消去　リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	過去3年以内に個人情報に関する重大事故が発生しなかったことによる修正で、重要な変更にあたらない。
令和2年12月14日	Ⅴ開示請求、問合せ-1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-④個人情報ファイル簿の公表　個人情報ファイル名	自動車税及び自動車取得税賦課事務	自動車税（環境性能割、種別割）賦課事務	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和2年12月14日	Ⅴ開示請求、問合せ-1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-④個人情報ファイル簿の公表　公表場所	熊本県庁舎　新館1階　情報プラザ	熊本県庁舎　本館1階　情報プラザ	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和3年12月24日	Ⅰ基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1　県税システム システム2　団体内統合利用番号連携サーバシステム システム3　国税連携システム（eLTAX）	システム1　県税システム（令和4年12月末まで運用予定） システム2　県税クラウドサービス（令和5年1月から運用開始予定） システム3　団体内統合利用番号連携サーバシステム システム4　中間サーバーシステム システム5　国税連携システム（eLTAX） システム6　住民基本台帳ネットワークシステム （住民基本台帳ネットワークシステム内の都道府県サーバ部分について記載）	事前	重要な変更に当たる。
令和3年12月24日	Ⅰ基本情報 3．特定個人情報ファイル名	県税システムデータベースファイル	【県税システム】県税システムデータベースファイル　（令和4年12月末まで運用予定） 【県税クラウドサービス】県税クラウドサービスデータベースファイル　（令和5年1月から運用開始予定）	事前	重要な変更に当たる。
令和3年12月24日	（別添1）事務の内容	―	県税クラウドサービス運用開始後のフロー図の追加	事前	重要な変更に当たる。
令和3年12月24日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要	県税システムデータベースファイル	【県税システム】県税システムデータベースファイル　（令和4年12月末まで運用予定） 【県税クラウドサービス】県税クラウドサービスデータベースファイル　（令和5年1月から運用開始予定） に分けて記載	事前	重要な変更に当たる。
令和3年12月24日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2-⑥委託先名	株式会社　KDS	株式会社　電算	事後	委託先社名変更による修正であり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3-⑥委託先名	TIS株式会社	株式会社　インテック	事後	委託先社名変更による修正であり、重要な変更に当たらない。
令和3年12月24日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先1　①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	根拠規定の整備によるもので、重要な変更に当たらない。
令和3年12月24日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 【県税システム】 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜県税システムにおける措置＞ ・県税システム、団体内統合利用番号連携サーバシステム等の各サーバは、設置場所についてICカードによる入退室管理、監視カメラや停電時の電源確保、室温管理、免震措置等の対策を講じている。 ・業務端末の利用について、利用を終了する際は県税システムを終了させ、ICカードを外して厳重に保管する。 ・勤務時間外の庁舎管理については警備システムを導入する。 ・申告書等の紙媒体については、鍵付きの保管棚等で保管する。 （以下省略）	＜県税システムにおける措置＞ ・県税システム、団体内統合利用番号連携サーバシステム等の各サーバは、設置場所についてICカードによる入退室管理、監視カメラや停電時の電源確保、室温管理、免震措置等の対策を講じている。 ・業務端末の利用について、利用を終了する際は県税システムを終了させ、ICカードを外して厳重に保管する。 ・勤務時間外の庁舎管理については警備システムを導入する。 ・申告書等の紙媒体については、鍵付きの保管棚等で保管する。 ・県税クラウドサービス運用開始後は、旧県税システムには新しい情報を保有しない。 （以下省略）	事前	特定個人情報保護評価の再実施に係る第三者点検結果による修正
令和3年12月24日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 【県税クラウドサービス】 6．特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 　その妥当性	（期間）　20年以上 （その妥当性） 　地方税法第17条の5の規定に基づき7年間は保管する。但し、税の未納や係争中の納税者に係る情報については、前記の期間にかかわらず保管する必要がある。 ＜国税連携システム（eLTAX）＞ 　国税連携システム（eLTAX）のサーバは、国税連携データを最大2年間保有するハードウェア構成になっているため、国税連携システム（eLTAX）における保管期間は最大2年間である。	（期間）　6年以上10年未満 （その妥当性） 　地方税法第17条の5の規定に基づき、原則、県税に係る情報を、情報取得時を始期として、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日を含む年度末まで保管する。但し、不動産取得税については課税した時から8年を経過する日を含む年度末まで、自動車税については活動中車両の全情報及び税の未納や係争中の納税者に係る全情報について期間の定めなく保管する。 ＜国税連携システム（eLTAX）＞ 　国税連携システム（eLTAX）のサーバは、国税連携データを最大2年間保有するハードウェア構成になっているため、国税連携システム（eLTAX）における国税（所得税）申告情報の保管期間は、情報取得時を始期として最大2年間である。	事前	特定個人情報保護評価の再実施に係る第三者点検結果による修正
令和3年12月24日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	―	県税クラウドサービスデータベースファイル（令和5年1月から運用開始予定）　を追加記載	事前	重要な変更に当たる。
令和3年12月24日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	県税システムデータベースファイル	【県税システム】県税システムデータベースファイル　（令和4年12月末まで運用予定） 【県税クラウドサービス】県税クラウドサービスデータベースファイル　（令和5年1月から運用開始予定） に分けて記載	事前	重要な変更に当たる。
令和3年12月24日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続	［〇］接続しない（入手）［〇］接続しない（提供）	［　］接続しない（入手）［〇］接続しない（提供） リスク1以降の記載追加	事前	重要な変更に当たる。
令和3年12月24日	Ⅳその他のリスク対策 1．監査 ①自己点検	＜県税システムにおける措置＞ 本評価書の内容に沿った運用がなされているか、年1回、各広域本部及び自動車税事務所で担当者・班長・課長・副部長・総務部長等において別途定める点検票に基づき自己点検を実施し、結果を本庁に提出する。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ 国税連携システム（eLTAX）については、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成25年総務省告示第206号）」の達成状況について、自己評価を実施している。	＜県税システム及び県税クラウドサービスにおける措置＞ （内容省略（同左）） ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ （内容省略（同左）） ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・手順書等に基づき，団体内統合宛名システムの運用に携わる職員及び事業者に対し，定期的に自己点検を実施することとしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき，中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し，定期的に自己点検を実施することとしている。	事前	重要な変更に当たる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	Ⅳその他のリスク対策 1．監査 ②監査	＜県税システムにおける措置＞ 評価書に記載されたとおりに運用がなされているか、本庁税務課が各所管に対して年1回自己点検の結果を踏まえ監査を実施する。 ①ICカードの管理状況 ②帳票の保管状況 ③端末の管理状況 を確認する。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・認定委託先事業者に対し、地方税共同機構が毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を実施している。 ・県は、認定委託先事業者より情報セキュリティ監査（外部監査）の結果と、その後の措置の状況の報告を受け、必要に応じて改善を求めることにしている。	＜県税システム及び県税クラウドサービスにおける措置＞ （内容省略（同左）） ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ （内容省略（同左）） ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・手順書等に基づき，定期的に監査を行うこととしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき，中間サーバー・プラットフォームについて，定期的に監査を行うこととしている。	事前	重要な変更に当たる。
令和3年12月24日	Ⅳその他のリスク対策 2．従業員に対する教育・啓発	＜県税システムにおける措置＞ ・各種会議の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行う。 ・新たに税務職員になった者に対しては、新任職員研修において解説する。 ・違反者に対してはアクセス権限を停止する。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ 国税連携システム（eLTAX）については、担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修に参加させている。	＜県税システム及び県税クラウドサービスにおける措置＞ ・各種会議の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行い、特定個人情報の適正な取り扱いと人為的ミス（誤入力等）の防止を徹底する。 ・新たに税務職員になった者に対しては、新任職員研修において特定個人情報ファイルの取扱いにつき解説する。 ・システム利用に係る違反者に対してはアクセス権限を停止する。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ （内容省略（同左）） ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・従事職員に対して，特定個人情報と情報セキュリティに関する研修を実施する。 ・委託業者に対しては，契約内容に「個人情報保取扱特記事項」と「情報セキュリティに関する特記事 項」を明記している。・職員等の違反行為を確認した場合には，その都度，当該職員に対し適切な指導を行うとともに，当該 職員が所属する所属長に対して，適切な措置を講じるよう求める。なお，違反行為をした職員及びその監督責任者は，その重大性，発生した事案の状況等に応じて，懲戒処分の対象とする。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し，セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は，運用規則等について研修を行うこととしている。	事前	重要な変更に当たる。
令和3年12月24日	Ⅳその他のリスク対策 3．その他のリスク対策	－	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより，統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等），ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減，及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	重要な変更に当たる。
令和5年3月15日	Ⅰ基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1　県税システム（令和4年12月末まで運用予定） システム2　県税クラウドサービス（令和5年1月から運用開始予定） システム3　団体内統合利用番号連携サーバシステム システム4　中間サーバーシステム システム5　国税連携システム（eLTAX） システム6　住民基本台帳ネットワークシステム （住民基本台帳ネットワークシステム内の都道府県サーバ部分について記載）	システム1　県税クラウドサービス システム2　団体内統合利用番号連携サーバシステム システム3　中間サーバーシステム システム4　国税連携システム（eLTAX） システム5　住民基本台帳ネットワークシステム （住民基本台帳ネットワークシステム内の都道府県サーバ部分について記載）	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和5年3月15日	Ⅰ基本情報 3．特定個人情報ファイル名	【県税システム】県税システムデータベースファイル　（令和4年12月末まで運用予定） 【県税クラウドサービス】県税クラウドサービスデータベースファイル　（令和5年1月から運用開始予定）	（【県税システム】に係る記載の削除） 【県税クラウドサービス】県税クラウドサービスデータベースファイル	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和5年3月15日	Ⅰ基本情報 4．特定個人情報ファイルを取り扱う理由　①事務実施上の必要性	番号制度に関する税制上の措置として、納税義務者から提出される申告書や国税連携システム及び市町村等から提出される税関係書類等の記載事項に個人番号が追加されるため、記載された個人番号を県税システム及び県税クラウドサービスで取扱うことで納税義務者個人の特定並びに名寄せの正確性が向上する。	番号制度に関する税制上の措置として、納税義務者から提出される申告書や国税連携システム及び市町村等から提出される税関係書類等の記載事項に個人番号が追加されるため、記載された個人番号を県税クラウドサービスで取扱うことで納税義務者個人の特定並びに名寄せの正確性が向上する。	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和5年3月15日	（別添1）事務の内容	－	県税システムのフロー図の削除	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要	【県税システム】県税システムデータベースファイル （令和4年12月末まで運用予定） 【県税クラウドサービス】県税クラウドサービスデータベースファイル （令和5年1月から運用開始予定） に分けて記載	（【県税システム】に係る記載の削除） 【県税クラウドサービス】県税クラウドサービスデータベースファイル	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和5年3月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	大量に提出された申告書等を短期間で県税システムの処理に必要なデータとする必要があり、専門的知識・技術を有する者に特定個人情報もデータ化を委託する必要がある。	大量に提出された申告書等を短期間で県税クラウドサービスの処理に必要なデータとする必要があり、専門的知識・技術を有する者に特定個人情報もデータ化を委託する必要がある。		形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和5年3月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2-⑥委託先名	業者未定　※令和4年に入札を予定	株式会社　アイネスリレーションズ	事後	委託先決定による修正であり、重要な変更に当たらない。
令和5年3月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3-①委託内容	ASPサービスによる、国税連携システム（eLTAX）と県税システム間とのデータ連携等に係る業務	ASPサービスによる、国税連携システム（eLTAX）と県税クラウドサービス間とのデータ連携等に係る業務	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和5年3月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要6．特定個人情報の保管・消去　①保管場所	＜団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置＞ ・団体内統合利用番号連携サーバシステムは県庁本庁舎内で，ID及び生体認証による入退室管理を行っている部屋（サーバー室）に設置した施錠可能なラック内に保管する。	＜団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置＞ ・団体内統合利用番号連携サーバシステムは県庁本庁舎内で，ICカードによる入退室管理を行っている部屋（サーバー室）に設置した施錠可能なラック内に保管する。	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和5年3月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（別添2）	－	県税システム特定個人情報ファイル記録項目の削除	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和5年3月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	【県税システム】県税システムデータベースファイル （令和4年12月末まで運用予定） 【県税クラウドサービス】県税クラウドサービスデータベースファイル （令和5年1月から運用開始予定） に分けて記載	（【県税システム】に係る記載の削除） 【県税クラウドサービス】県税クラウドサービスデータベースファイル	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和5年3月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7．特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑤物理的対策ー具体的な対策の内容	・団体内統合利用番号連携サーバシステムは，遠隔地バックアップされており，設置ラックは耐震措置がなされている。また，サーバーが設置されている部屋は，生体認証およびパスワードにより入退室が管理されている。 ・業務端末の利用について、利用を終了する際は県税システムを終了させ、ICカードを外して厳重に保管する。	・団体内統合利用番号連携サーバシステムは，遠隔地バックアップされており，設置ラックは耐震措置がなされている。また，サーバーが設置されている部屋は，ICカードより入退室が管理されている。 ・業務端末の利用について、利用を終了する際は県税クラウドサービスを終了させ、ICカードを外して厳重に保管する。	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和5年3月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7．特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	○発生なし	○発生あり ○その内容： 令和4年度、県が実施する事業について、委託先のサーバー設定ミスにより、サーバーページの一部に外部ユーザーのアクセスが可能な状態となっていたことが判明。アクセス可能だった情報は、当該事業利用者（約1,500人）の登録名。 ○再発防止策の内容： 委託先は、サーバー設定変更時のテストを強化するとともに、複数人でレビューすることを徹底する。また、インターネット接続の可能性があるすべてのサーバーに対して診断サービスを定期的に受け、設定漏れの有無をチェックする。	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和5年3月15日	Ⅳその他のリスク対策 1．監査 ①自己点検	＜県税システム及び県税クラウドサービスにおける措置＞	＜県税クラウドサービスにおける措置＞	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和5年3月15日	Ⅳその他のリスク対策 1．監査 ②監査	＜県税システム及び県税クラウドサービスにおける措置＞	＜県税クラウドサービスにおける措置＞	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発	＜県税システム及び県税クラウドサービスにおける措置＞	＜県税クラウドサービスにおける措置＞	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年3月27日	Ⅰ基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の16の項。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　別表の24及び133の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月27日	Ⅰ基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の28の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1-⑥委託先名	株式会社　エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社　NTTデータ	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和7年3月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2-⑥委託先名	株式会社　アイネスリレーションズ	株式会社　電算	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和7年3月27日	Ⅴ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等	【手数料額】 ・文書・図画 　複写機による複写（白黒）　複写物1面につき　10円 　複写機による複写（カラー）　複写物1面につき　30円 ・電磁的記録 　用紙への出力（白黒）　出力用紙1面につき　10円 　用紙への出力（カラー）　出力用紙1面につき　30円 　光ディスク（CD-R）への複製　700MB CD-R1枚につき　80円	【手数料額】 ・文書・図画 　複写機による複写（白黒）　複写物1面につき　10円 　複写機による複写（カラー）　複写物1面につき　30円（A3判まで） ・電磁的記録 　用紙への出力（白黒）　出力用紙1面につき　10円 　用紙への出力（カラー）　出力用紙1面につき　30円（A3判まで） 　光ディスク（CD-R）への複製　CD-R1枚につき　80円 　光ディスク（DVD-R）への複製　DVD-R1枚につき　100円	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和7年7月8日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	熊本県総務部　市町村・税務局　税務課、県央広域本部税務部、県北広域本部収税課・課税課、県南広域本部収税課・課税課、天草広域本部税務課、自動車税事務所、各地域振興局県税窓口	熊本県総務部　市町村・税務局　税務課、県央広域本部総務部、県北広域本部収税課・課税課、県南広域本部収税課・課税課、天草広域本部税務課、自動車税事務所、各地域振興局県税窓口	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和7年7月8日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ もデータベース上に保存される。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 　・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 　・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ もデータベース上に保存される。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年7月8日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②消去方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プ ラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害 対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム，情報提供ネットワークシステムとの間は，高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより，漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し，団体ごとに通信回線を分離するとともに，通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は，中間サーバー・プラットフォームの運用，監視・障害 対応等等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり，業務上，特定個人情報へはアクセスすることはない。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びリスクに対する措置	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏え い等のリスクを極小化する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており，中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏え い等のリスクを極小化する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理，有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年7月8日	Ⅳその他のリスク対策 1．監査 ②監査 具体的な内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月8日	Ⅳその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等），ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であり、重要な変更に当たらない。
令和8年10月30日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	①システムの名称 国税連携システム（eLTAX） ②システムの機能 ・国税連携システム（eLTAX）は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構（旧一般社団法人地方税電子化協議会）が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始された。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じ送付される。 ・国税連携システム（eLTAX）には、 ①国税庁から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 等の機能がある。 ③他システムとの接続 [〇]その他（地方税ポータルセンタ（eLTAX））	①システムの名称 地方税ポータルシステム（eLTAX） ②システムの機能 ・国および地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構（旧 地方税電子化協議会）が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始された。 ・納税者からの電子申告その他電子的な手続きを受け付ける「電子申告等システム」、国税庁（税務署）に申告された所得税申告書等のデータを地方団体に連携する「国税連携システム」、QRコードやクレジットカード等による電子的な納付を実現する「共通納税システム」、地方団体間での申告書等のデータ連携や照会回答等を行う「地方税外部連携システム」、納税通知書等の電子的な配信を可能にする「eLTAX通知等電子配信システム」のサブシステムから構成される。 ・電子申告及び共通納税において納税者が直接システムにアクセスする経路を除き、データの送受信はすべて総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて行われる。このうち、国税連携システム、地方税外部連携システム及びeLTAX通知等電子配信システムにおいて特定個人情報を取り扱う機能が存在し、本県事務に係る主な機能としては以下のとおりである。	事後	eLTAX内の機能移管に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和8年10月30日			1. 所得税申告書等データの受領（国税連携システム） 国税庁が運用する国税情報システムから、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて、所得税申告書等データを受領する機能。 2. 所得税申告書等データの回送（国税連携システム） 住所地が本県であるため本県に連携された所得税申告書等データのうち、個人事業の事業所所在地は本県外にあるため、他の都道府県が個人事業税の課税権を持つものについて、当該都道府県に回送する機能。 3. 不動産評価情報等の回送（地方税外部連携システム） 納税義務者が本県内市町村に存在する不動産を取得した場合、当該市町村から本県に対して不動産評価情報等を回送することで、不動産取得税の評価基準とするための機能。 4. 自動車税納税通知書の電子的配送（eLTAX通知等電子配信システム） 納税通知書等の電子通知希望申請のあった納税義務者に対して、電子的な配信を行う機能。 ③他システムとの接続 [〇]その他（国税情報システム）		
令和8年10月30日	（別添1）事務内容	国税連携システム	国税連携システム（eLTAX） 地方税外部連携システム（eLTAX）	事後	eLTAX内の機能移管に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和8年10月30日	（別添1）事務内容	―	eLTAX通知等電子配信システム	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年10月30日	（別添1）（備考）	①納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。	①納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。また、納税義務者から納税通知書の電子的配信希望申請があった場合、県税クラウドサービスに連携する。希望申請は、個人特定のために個人番号を含む。	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年10月30日	（別添1）（備考）	⑤納税義務者に納税通知書、納付書を送付する。	⑤納税義務者に納税通知書、納付書を送付する。また、電子配信希望申請のあった納税義務者に対しては、納税通知書の電子データをeLTAX通知等電子配信システムを用いて配信する。	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 （別添2）	〇あて名ファイル 共通番号情報，納税者情報，口座情報，利用口座情報，課税あて名情報，気付送付先情報，税理士情報，送付文書情報，納税者管理情報，納税者補記情報，返戻情報，法人番号情報，名寄せ候補情報，名寄せ除外情報，名寄せ履歴情報	〇あて名ファイル 共通番号情報，納税者情報，口座情報，利用口座情報，課税あて名情報，気付送付先情報，税理士情報，送付文書情報，納税者管理情報，納税者補記情報，返戻情報，法人番号情報，名寄せ候補情報，名寄せ除外情報，名寄せ履歴情報，非開示納税者情報	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 （別添2）	○あて名ファイル 共通番号情報，納税者情報，口座情報，利用口座情報，課税あて名情報，気付送付先情報，税理士情報，送付文書情報，納税者管理情報，納税者補記情報，返戻情報，法人番号情報，名寄せ候補情報，名寄せ除外情報，名寄せ履歴情報	○あて名ファイル 共通番号情報，納税者情報，口座情報，利用口座情報，課税あて名情報，気付送付先情報，税理士情報，送付文書情報，納税者管理情報，納税者補記情報，返戻情報，法人番号情報，名寄せ候補情報，名寄せ除外情報，名寄せ履歴情報，非開示納税者情報，電子通知申請管理情報	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 （別添2）	○滞納ファイル 滞納者情報，折衝履歴情報，滞納整理履歴情報，滞納処分情報，差押財産明細情報，分納明細情報，財産管理情報，換価財産配当情報，換価財産充当情報，担当者割当条件情報，関連者情報情報，預金照会情報情報，預金照会顧客情報情報，預金照会担保等情報情報，預金照会口座情報情報，預金照会取引履歴情報，月次統計自動車税事務所別収入状況情報	○滞納ファイル 滞納者情報，折衝履歴情報，滞納整理履歴情報，滞納処分情報，差押財産明細情報，分納明細情報，財産管理情報，換価財産配当情報，換価財産充当情報，担当者割当条件情報，関連者情報，預金照会情報，預金照会顧客情報，預金照会担保等情報，預金照会口座情報，預金照会取引履歴情報，月次統計自動車税事務所別収入状況情報，預金照会依頼情報	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 （別添2）	○業務共通ファイル 履歴管理情報，メモ管理情報，金融機関情報，住所情報，住所履歴情報，日付管理情報，郵便番号情報，要処理案件管理情報	○業務共通ファイル 履歴管理情報，メモ管理情報，金融機関情報，住所情報，住所履歴情報，日付管理情報，郵便番号情報，要処理案件管理情報，報償金情報	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 （別添2）	○軽油引取税ファイル 流通事業者情報，プレプリント管理情報，プレプリント予定情報，軽油調定決議情報，事業者情報，事業所管理情報，申告書別表情	○軽油引取税ファイル 流通事業者情報，プレプリント管理情報，プレプリント予定情報，軽油調定決議情報，事業者情報，事業所管理情報，申告書別表情，是認調査結果情報，販売店調査結果情報	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 （別添2）	○不動産取得税ファイル 賦課予定情報，不動産明細予定情報，不動産納税者予定情報，控除減額予定情報，前所有者予定情報，共同住宅予定情報，賦課情報，不動産明細情報，不動産納税者情報，控除減額情報，前所有者情報，共同住宅情報，徴収猶予情報，申告書情報，登録エラーリスト情報情報，再評価予定情報	○不動産取得税ファイル 賦課予定情報，不動産明細予定情報，不動産納税者予定情報，控除減額予定情報，前所有者予定情報，共同住宅予定情報，賦課情報，不動産明細情報，不動産納税者情報，控除減額情報，前所有者情報，共同住宅情報，徴収猶予情報，申告書情報，登録エラーリスト情報，再評価予定情報	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 （別添2）	○法人二税ファイル ランキング情報，仮装経理控除情報，加算金情報，外形標準課税別表情報，外国税額明細情報，繰越欠損金明細情報，減免情報，国税申告決議情報，国税名簿情報，市町村分割明細情報，所得計算情報，租税条約控除情報，他事務所減額情報，他都道府県課税標準通知情報，地方法人特別税情報，電子申告利用届出情報，分割基準情報，分割明細情報，法人情報，法人課税情報，法人県民税情報，法人事業税情報，法人事業年度情報，利子割明細情報	○法人二税ファイル ランキング情報，仮装経理控除情報，加算金情報，外形標準課税別表情報，外国税額明細情報，繰越欠損金明細情報，減免情報，国税申告決議情報，国税名簿情報，市町村分割明細情報，所得計算情報，租税条約控除情報，他事務所減額情報，他都道府県課税標準通知情報，地方法人特別税情報，電子申告利用届出情報，分割基準情報，分割明細情報，法人情報，法人課税情報，法人県民税情報，法人事業税情報，法人事業年度情報，利子割明細情報，他都道府県課税標準通知送信データ情報，市町村課税標準通知送信データ情報，法人事業税市町村交付金算定情報，法人事業税市町村別交付額管理情報，法人事業税市町村別交付基準管理情報，特定寄附金税額控除明細書情報，雇用支給額増控除明細書情報，給与等支給額増控除明細書情報	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 （別添2）	○自動車二税ファイル 自動車二税申告書原本情報，自動車二税申告書エラー情報情報，軽自動車取得税申告書原本情報，軽自動車取得税申告書エラー情報情報，分配データ原本情報，分配履歴情報，登録後分配データ情報，登録後分配データエラー情報情報，継続検査分配データ情報，賦課予定情報，名寄せ候補情報，車両管理情報，自動車取得税申告情報，軽自動車取得税申告情報，環境性能割申告情報，軽自動車税環境性能割申告情報，自動車税賦課情報，定期賦課帳票情報，一括納付納税者情報，一括納付対象車両情報，引抜管理情報，課税換え管理情報，所有者管理情報，継続身障減免予定情報，商品中古車減免予定情報，一括課税保留予定情報，生活路線バス減免予定情報，納税証明書発行管理情報，証明書番号管理情報，身障減免情報情報，基準額情報，突合用車両管理情報，突合用自動車税賦課情報	○自動車二税ファイル 自動車二税申告書原本情報，自動車二税申告書エラー情報，軽自動車取得税申告書原本情報，軽自動車取得税申告書エラー情報，分配データ原本情報，分配履歴情報，登録後分配データ情報，登録後分配データエラー情報，継続検査分配データ情報，賦課予定情報，名寄せ候補情報，車両管理情報，自動車取得税申告情報，軽自動車取得税申告情報，環境性能割申告情報，軽自動車税環境性能割申告情報，自動車税賦課情報，定期賦課帳票情報，一括納付納税者情報，一括納付対象車両情報，引抜管理情報，課税換え管理情報，所有者管理情報，継続身障減免予定情報，商品中古車減免予定情報，一括課税保留予定情報，生活路線バス減免予定情報，納税証明書発行管理情報，証明書番号管理情報，身障減免情報，基準額情報，突合用車両管理情報，突合用自動車税賦課情報，検証用定期賦課帳票情報，検証用自動車税賦課情報，検証用車両管理情報	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 （別添2）	○自動車二税ファイル 自動車二税申告書原本情報，自動車二税申告書エラー情報情報，軽自動車取得税申告書原本情報，軽自動車取得税申告書エラー情報情報，分配データ原本情報，分配履歴情報，登録後分配データ情報，登録後分配データエラー情報情報，継続検査分配データ情報，賦課予定情報，名寄せ候補情報，車両管理情報，自動車取得税申告情報，軽自動車取得税申告情報，環境性能割申告情報，軽自動車税環境性能割申告情報，自動車税賦課情報，定期賦課帳票情報，一括納付納税者情報，一括納付対象車両情報，引抜管理情報，課税換え管理情報，所有者管理情報，継続身障減免予定情報，商品中古車減免予定情報，一括課税保留予定情報，生活路線バス減免予定情報，納税証明書発行管理情報，証明書番号管理情報，身障減免情報情報，基準額情報，突合用車両管理情報，突合用自動車税賦課情報	○自動車二税ファイル 自動車二税申告書原本情報，自動車二税申告書エラー情報，軽自動車取得税申告書原本情報，軽自動車取得税申告書エラー情報，分配データ原本情報，分配履歴情報，登録後分配データ情報，登録後分配データエラー情報，継続検査分配データ情報，賦課予定情報，名寄せ候補情報，車両管理情報，自動車取得税申告情報，軽自動車取得税申告情報，環境性能割申告情報，軽自動車税環境性能割申告情報，自動車税賦課情報，定期賦課帳票情報，一括納付納税者情報，一括納付対象車両情報，引抜管理情報，課税換え管理情報，所有者管理情報，継続身障減免予定情報，商品中古車減免予定情報，一括課税保留予定情報，生活路線バス減免予定情報，納税証明書発行管理情報，証明書番号管理情報，身障減免情報，基準額情報，突合用車両管理情報，突合用自動車税賦課情報，検証用定期賦課帳票情報，検証用自動車税賦課情報，検証用車両管理情報，電子納税通知書情報	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 （別添2）	○利子割ファイル 特徴者情報，利子割課税情報，エラー申告情報，市町村別交付基準管理情報，利子割市町村交付金算定情報，利子割市町村別交付額管理情報，特徴者履歴情報	○利子割ファイル 特徴者情報，利子割課税情報，エラー申告情報，利子割市町村別交付基準管理情報，利子割市町村交付金算定情報，利子割市町村別交付額管理情報，特徴者履歴情報	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 （別添2）	○配当割ファイル 特徴者情報，配当割課税情報，エラー申告情報，配当割市町村交付金算定情報，配当割市町村別交付額管理情報	○配当割ファイル 特徴者情報，配当割課税情報，エラー申告情報，配当割市町村交付金算定情報，配当割市町村別交付額管理情報，配当割市町村別交付基準管理情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 （別添2）	○株式等譲渡所得割ファイル 特徴者情報，譲渡割課税情報，エラー申告情報，譲渡割市町村交付金算定情報，譲渡割市町村別交付額管理情報	○株式等譲渡所得割ファイル 特徴者情報，譲渡割課税情報，エラー申告情報，譲渡割市町村交付金算定情報，譲渡割市町村別交付額管理情報，譲渡割市町村別交付基準管理情報	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 （別添2）	―	○県固定資産税ファイル 税額管理情報	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 （別添2）	―	○産業廃棄物税ファイル 処分場情報税額管理情報，課税情報，課税内訳情報	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他（国税連携システム）	[○]その他（地方税ポータルシステム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX））	事後	eLTAX内の機能移管に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3-⑥委託先名	株式会社　インテック	TISI　株式会社	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞	＜地方税ポータルシステム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞	事後	eLTAX内の機能移管に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜国税連携システムにおける措置＞	＜地方税ポータルシステム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞	事後	eLTAX内の機能移管に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。